

告示(公)

●東京都公安委員会告示第312号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和4年9月2日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和4年10月19日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名

品川区二葉四丁目18番12号

「麻雀クラブ チョンボ」 川島 稔

2 処分事由

正当な事由がなく6月以上休業

3 その他

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全全部保安課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告と

して(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和四年十月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名
西東京市ひばりが丘一丁目千五百五十八番十一及び同番三十四の各一部
埼玉県さいたま市中央区新中里一丁目一番十号岡田ビル二階

株式会社アキュラホーム
代表取締役 宮沢 俊哉

東村山市本町三丁目十六番七及び同番二十六
東村山市久米川町三丁目二番地五
荻野 正夫

三鷹市新川二丁目千五十番一
三鷹市牟礼七丁目五番十二号
高麗 和子

府中市南町一丁目十三番二及び同番八の一部
西東京市北原町三丁目二番二十二号
株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

